


所管部課	市民部 保険年金課		部長	村上 敏彰		
件名	平成30年度以降の国民健康保険について（運営方針及び保険税の案等）					
		区分	○	1. 審議事項	2. 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>国民健康保険については、平成30年度以降に都道府県を単位として広域化される。</p> <p>平成29年11月21日開催の第2回東京都国民健康保険運営協議会では、東京都の国民健康保険運営方針（案）及び平成30年度の国民健康保険事業費納付金等の試算が示された。</p> <p>これらを基に、市の平成30年度の国民健康保険税率等の改定案についてまとめたことから、平成29年12月19日（火）開催予定の市議会議員全員協議会に提案し、説明を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正内容 東京都国民健康保険運営方針（案）および平成30年度の国民健康保険事業費納付金等の試算を基に、市の平成30年度の国民健康保険税率等を改定する。</p> <p>(2) 施行日 平成30年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険の財政運営の責任主体が東京都となることで、国民健康保険の財政健全化が図られる。 東京都が示した標準保険料率を参考に、国民健康保険税率等の改正を行うことで、東京都への納付金の確保を図ることができる。 						
2. 経過（現時点に至るまでの経過）						
3. 留意事項（問題点等）						
<ul style="list-style-type: none"> 説明資料については、12月12日（火）に議員に配布したい。 運営方針（案）の資料は、全員協議会当日に配布したい。 						
4. 主管部処理案（検討結果等）						
庁議終了後、市議会議員全員協議会への議題資料の送付を行う。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。